



# 熊本県公報

## 目次

規則	くまもと県民交流館条例施行規則	(県民生活総室)	一
告示	漁船保険義務加入の同意の承認	(漁政課)	六
"	"	"	六
"	"	"	六
情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱	(情報企画課)	七	
道路の区域変更	(道路維持課)	八	
道路の供用開始	"	九	
"	"	九	
"	"	九	
車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定	(業務課)	一〇	
供血あっせん業者のあっせん手数料の基準の廃止	(高齢保健福祉課)	一〇	
指定居宅サービス事業所の廃止	"	一〇	
公告	(建築課)	一〇	
開発行為に関する工事の完了	(職務能力開発課)	一〇	
平成十四年度前期技能検定の実施	"	一一	
技能実習制度に係る平成十四年度技能検定の実施	"	一二	
土地改良区役員の退任	(農村計画課)	一四	
高齢者向け優良賃貸住宅制度説明会の開催及び高齢者向け優良賃貸住宅建設事業希望者調査の実施	(住宅課)	一四	
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)	一四	

## 登載依頼

- 精神保健福祉審議会の会議の開催 (精神保健福祉審議会) 一四
- 感染症発生動向調査企画委員会の開催 (感染症発生動向調査企画委員会) 一五
- 正誤
- 平成十四年二月八日熊本県告示第九号(保安林の指定に関する予定)中 (森林保全課) 一五
- 平成十三年十二月二十一日熊本県告示第四十二号(道路の区域変更)中 (道路維持課) 一五

## 規則

くまもと県民交流館条例施行規則をここに公布する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

### 熊本県規則第五号

くまもと県民交流館条例施行規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、くまもと県民交流館条例(平成十三年熊本県条例第五十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (開館時間)

第二条 くまもと県民交流館(以下「交流館」という。)の開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、物産、観光等の振興のための施設(以下「物産等振興施設」という。)にあつては、午前十時から午後七時までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

#### (休館日)

第三条 交流館の休館日は、十二月二十九日から翌年一月三日までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

#### (許可の基準)

第四条 知事は、条例第五条第一項の規定による許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障がある

と認めるときは、使用許可をしないことができる。

- 一 交流館における秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- 二 施設及び設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- 三 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けようとしたとき。

（許可の申請）

第五条 使用許可を受けようとする者は、くまもと県民交流館使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項のくまもと県民交流館使用許可申請書は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。

- 一 大会議室、会議室、音楽室、和室、練習室及びこれらの附属設備 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の六月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以降の最初の開館日とする。次号において同じ。）から使用日の前日まで
- 二 物産等振興施設 使用日の属する月の十二月前の月の初日から使用日の前日まで

3 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、同項各号に定める期間を変更することができる。

（変更の許可の申請）

第六条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかにくまもと県民交流館変更使用許可申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

（使用の取消しの届出）

第七条 使用者は、使用許可を受けた施設等の使用の取消しをしようとするときは、速やかにくまもと県民交流館使用取消届出書（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

（附属設備等の使用料）

第八条 条例別表第一の規定により規則で定める附属設備の使用料の額は、別表第一のとおりとする。

2 条例別表第一の備考二の規定により規則で定める使用料（附属設備の使用料を除く。別表第二において「超過使用料」という。）の額は、別表第二のとおりとする。

（使用料の納入）

第九条 条例第七条第二項に規定する使用料の納入は、知事が指定する日までに行わなければならない。

（使用料の返還）

第十条 条例第七条第三項ただし書の規定により知事が既納の使用料を返還することができるのは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 天災その他使用者の責めに帰することができない事情により使用できなかったとき。
- 二 使用日の三日前までに使用の取消しを届け出たとき。

2 条例第七条第三項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、くまもと県民交流館使用料返還請求書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、前項第一号に該当する場合は、この限りでない。

（利用料金に係る単価）

第十一条 条例別表第二の備考二の規定により規則で定める単価は、別表第三のとおりとする。

（目的外使用等の禁止）

第十二条 使用者は、施設等を使用許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させてはならない。

（使用者等の遵守事項）

第十三条 使用者及びその者の使用目的に応じて入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 二 危険若しくは不潔な物品又は動物（盲導犬等身体障害者を補助する犬を除く。）を持ち込まないこと。
- 三 施設等をき損し、又は滅失しないこと。
- 四 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 五 所定の場所以外の場所に立ち入り、又は所定の設備以外の設備を使用しないこと。
- 六 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくははり付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- 七 許可なく特別の設備を設けないこと。
- 八 許可なく寄付金の募集、物品の展示若しくは販売、又は飲食物の提供をし、又は第三者にさせないこと。
- 九 許可なく印刷物、図画、宣伝ビラ等を頒布しないこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障がある行為をしないこと。

（入館の制限等）

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- 一 交流館における秩序又は風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
  - 二 この規則又は係員の指示に違反した者
  - 三 その他交流館の管理上支障があると認められる者
- (原状回復)

第十五条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は条例第六条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用に係る施設等を原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(き損等の届出)

第十六条 施設等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨をくまもと県民交流館施設等き損(滅失)届出書(別記第五号様式)により知事に届け出なければならない。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理に必要事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第四条から第七条までの規定は、平成十四年三月一日から施行する。

別表第一(第八条関係)

区 分	単 位	金 額 (単 位 円)	備 考
映像設備	大型プロジェクター	一、五〇〇	大型スクリーンを含む。
	移動式プロジェクター	一、〇〇〇	
	大型スクリーン	一、一〇〇	
	移動式スクリーン	一、二二〇	
	映像撮影用カメラ	一、五〇〇	
	資料提示装置	一、一〇〇	
	オーバーヘッドプロジェクター	一、一〇〇	
	スライド映写機	一、〇〇〇	
	AV編集システム設備	一、八〇〇	
音楽設備	音楽編集設備	一、〇〇〇	
	アップライトピアノ	一、〇〇〇	調律料は含まない。
	ドラムセット	五〇〇	
その他	展示パネル	一〇〇	
	パソコン	一〇〇	
	コインロッカー	九五	一回当たり
	団体専用ロッカー	一、四〇〇	一年当たり

備考 使用料の額は、午前九時から正午までの使用区分、午後一時から午後五時までの使用区分、午後六時から午後九時までの使用区分ごとについてのものとする。ただし、コインロッカー及び団体専用ロッカーはこの限りでない。

別表第二(第八条関係)

時 間 の 区 分	超 過 使 用 料 の 額
午前八時三十分から午前九時三十分	三十分
九時三十分から午後零時三十分まで	三十分
午後零時三十分から午後一時まで及び午後五時から午後五時三十分まで	条例別表第一の午後九時から正午までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に百分の十五を乗じて得た額
午後五時三十分から午後六時まで及び午後九時から午後九時三十分まで	条例別表第一の午後一時から午後五時までの欄に定めるそれぞれの使用料の額に百分の十五を乗じて得た額

別表第三(第十一条関係)

区 分	単 価
午前零時から午前十一時	一時間
十一時から午後七時	一時間
午後七時から午前零時まで	一時間
端数があるときは、これを切り捨てる。	端数があるときは、これを切り捨てる。

別記第1号様式(第5条関係)

熊本県知事 様		くまもと県民交流館使用許可申請書		年 月 日
申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印				
使用許可を受けたいので、くまもと県民交流館条例施行規則第5条の規定により次のとおり申請します。				
1 使用の目的				
2 使用施設名	3 使用年月日	4 使用時間の区分		
	年 月 日	午前	午後	夜間
	年 月 日	午前	午後	夜間
	年 月 日	午前	午後	夜間
	年 月 日	午前	午後	夜間
5 使用時間	受付開始時間	催物の開始時間	催物の終了時間	
	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分から 午後 時 分まで	
6 準備等の時間	準備・練習に要する時間(午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで) 撤去・後片づけに要する時間(午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで)			
7 使用人員(訂数)	人			
8 入場料徴収の有無	有 無	9 商業宣伝、営業の有無	有 無	
10 附属設備の使用	使用附属設備名	数量	使用日	使用時間の区分
			年 月 日	午前 午後 夜間
11 使用責任者	住所 氏名	電話番号	FAX番号	( ) ( ) ( )
12 その他の参考事項				
使用料の額	※ 円(施設使用料)	円、附属設備使用料	円)	

備考 1 申請者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。  
2 「4 使用時間の区分」欄、「8 入場料徴収の有無」欄、「9 商業宣伝、営業の有無」欄及び「10 附属設備の使用」の「使用時間の区分」欄は、それぞれ該当事項に○印をつけてください。  
3 ※印の欄は、記入しないでください。

別記第2号様式(第6条関係)

熊本県知事 様		くまもと県民交流館変更使用許可申請書		年 月 日
申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印				
使用許可を受けた事項を変更したいので、くまもと県民交流館条例施行規則第6条の規定により次のとおり申請します。				
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号	変更前	変更後
変更の内容				
変更の理由				
備考	申請者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。			

別記第3号様式(第7条関係)

熊本県知事 様 熊本県知事 様 届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 使用の取消しをしたいので、くまもと県民交流館条例施行規則第7条の規定により次のとおり届け出ます。		くまもと県民交流館使用取消届出書 年 月 日	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
使用施設名			
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
取消の理由			
備考	届出者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。		

別記第4号様式(第10条関係)

熊本県知事 様 熊本県知事 様 請求者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印 使用料の返還を受けたいので、くまもと県民交流館条例施行規則第10条第1項第2号の規定により次のとおり請求します。		くまもと県民交流館使用料返還請求書 年 月 日	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
使用しなかつた施設名			
使用しなかつた日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
納付した使用料	納付年月日	年 月 日	領収書番号 第 号
	納付額		
返還請求金額			
備考	請求者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。		

別記第5号様式(第16条関係)

熊本県知事 様		くまもと県民交流館施設等き損(滅失)届出書		年 月 日
届出者 (住所) (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印		くまもと県民交流館の施設等をき損(滅失)したので、くまもと県民交流館条例施行規則第16条の規定に基づき次のとおり届け出ます。		
使用日時	年 月 日	午前・午後 午前・午後	時 分	分から 分まで
き損(滅失)した日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
き損(滅失)した箇所又は物品				
き損(滅失)の原因				
き損(滅失)の状態				
処理状況				
備考	1 届出者欄の氏名(法人にあっては代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。			

告 示

熊本県告示第四百十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条の二第二項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」という。)第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成十年三月二日熊本県告示第四百十七号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三月一日限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。

平成十四年三月一日

登立加入区  
熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第五百十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条の二第二項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」という。)第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成十年三月二日熊本県告示第四百十八号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第百十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三月一日限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。

平成十四年三月一日

水俣市加入区  
熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第五百一十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第百十二条の二第二項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号。以下「省令」という。)第二十六条の二の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第百十二条第一項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成十年三月二日熊本県告示第四百十九号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第十三条の二第一項第一号の規定により平成十四年三月一日限り消滅したので、同条第二項及び省令第二十六条の三の規定により公示する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

鍋加入区

熊本県告示第五百二十二号

情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

情報システム関連委託契約に係る一般競争入札参加資格審査要綱  
(趣旨)

第一条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、熊本県が発注する情報システム関連委託契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者について必要な資格。(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象委託業務)

第二条 対象委託業務は、次の各号のとおりとする。

- 一 情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理その他関連業務
- 二 情報通信ネットワークに関する企画、設計、維持管理その他関連業務
- 三 物品(情報通信機器類及びOA機器類)の維持管理に関する業務
- 四 物品(情報通信機器類及びOA機器類)の操作研修に関する業務
- 五 電子計算機用データ入力に関する業務
- 六 ホームページ制作及び維持管理に関する業務

(入札参加資格者)

第三条 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第七条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定された者(以下「入札参加資格者」という。)であつて、第十一条第一項に規定する者又は同条第二項各号に掲げる者に該当しないものとする。

(資格審査の申請)

第四条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 法人にあつては、商業登記簿謄本及び定款
- 二 個人にあつては、令第六百六十七条の四第一項に規定する者でないことを証する書類
- 三 法人にあつては、申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書
- 四 個人にあつては、申請書を提出する日前の直近の所得税確定申告書の写し

五 納税証明書

イ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

ロ 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事務所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書

六 印鑑証明書

七 営業所等の長に県との取引の権限を委任するものについては、その委任状

八 その他知事が必要と認める書類

2 申請書の提出期間は、毎年七月一日から七月三十一日まで(県の休日は除く。)とし、受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

3 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

熊本県企画開発部情報企画課電子県庁推進班

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話 〇九六一三八三一一一 内線三〇八六

4 2項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、2項に規定する提出期間を変更することができる。この場合において、知事は、変更後の提出期間をあらかじめ公告するものとする。

(資格審査の申請ができない者)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

一 令第六百六十七条の四第一項に規定する者

二 資格審査申請受付日の属する月の直前の月の末日(以下「審査基準日」という。)現在で営業開始後二年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日において営業再開後二年を経過していない者

三 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がある者

四 第十一条の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から二年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

五 直近営業年度において申請業種の業務実績がない者  
(資格審査の時期)

第六条 資格審査は、毎年、定期的に行うものとする。  
(資格審査の実施)

第七条 申請書を受け付けたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。  
経営の状況

- イ 営業の規模
- ロ 営業年数
- ハ 経営比率
- ニ 自己資本の額

2 前項の審査を行ったときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を書面により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格者の登録)

第八条 知事は、入札参加資格者を、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第九条 入札参加資格の有効期間は、第七条第二項の規定により資格審査の結果を通知した日から当該日の属する会計年度の翌年度の九月三十日までとする。

(変更等の届出)

第十条 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、遅滞なく知事に届け出なければならぬ。

- 一 令第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当するに至ったとき。
- 二 住所又は氏名(法人にあつては本社及び事務所(事業所)の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)に変更があつたとき。
- 三 営業を休止し、又は廃止したとき。
- 四 代理人を変更したとき。
- 五 使用印鑑を変更したとき。

(入札参加資格の取消し等)

第十一条 入札参加資格者が令第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当するに至つたと判明した場合又は営業を廃止した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実が判明した後二年間の範囲内で知事が定める期間その者を入札に参加させないことができる。

- 一 令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる者
- 二 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者
- 三 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められる者

四 その他知事が県の契約相手方として不適当であると認めたる者

3 前二項の規定により入札参加資格を取り消し、又は二年間の範囲内で入札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を当該入札参加資格を取り消された者又は入札に参加させないこととされた者に書面により通知するものとする。

(資格の承継)

第十二条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、その承継する営業に対応する入札参加資格を承継することができる。

- 一 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- 二 個人が法人を設立した場合におけるその法人
- 三 法人が合併又は分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人
- 四 その他これらに類すると認められる者

2 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、申請書に当該承継の事実を証する書類及び第四条各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

(雑則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成十四年三月一日から施行し、平成十四年度の情報システム関連委託契約に係る入札に参加しようとする者(以下「平成十四年度入札参加者」という。)の資格審査から適用する。ただし、平成十四年度入札参加者の資格審査の申請期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、平成十四年三月一日から三月十五日まで(県の休日を除く。)とする。なお、この期間に資格審査を受けなかつた者及び第七条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定されなかつた者の資格審査については、随時受け付けるものとするが、資格審査が入札に間に合わないことがある。

熊本県告示第五百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日



一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前	後	幅員延長	備考
一般 県道	託麻 北部線 同所	熊本市清水町大字楡木字前田 一一〇一番地先から 同字 一一〇三番一地先まで	九・三 一六・〇	一六・〇 四五・五	(メートル)(メートル)	区域 編入

二 区域変更する期日 平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
一般 県道	今吉野 甲佐線 同所	上益城郡甲佐町大字津志田字長山 四一五番一地先から 字永田 四二二番一地先まで	(メートル) 四三・二	二十四条 工事

二 供用開始する期日 平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において

一 一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
主要 地方道	熊本 玉名線 同所	熊本市河内町大字岳字開田 四五七番四地先から 字鶴 九三二番一地先まで	(メートル) 一七五・〇	単道 改

二 供用開始する期日 平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年三月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
主要 地方道	小川 泉線 同所	八代郡泉村大字柿迫字谷尻 四八番地先から 同字 五九番地先まで	(メートル) 二二四・〇	緊道 整

二 供用開始する期日 平成十四年三月一日

熊本県告示第百五十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二二二号	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立三三二五番一地从先から
一般国道二二八号	熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川字小次郎淵二二九一番一地从先まで
一般国道二一九号	熊本県阿蘇郡蘇陽町大字馬見原二五番地先から 熊本県阿蘇郡蘇陽町大字長崎一五二番二一地从先まで
一般国道二二九号	熊本県八代市萩原一丁目三一一番地先から 熊本県八代郡坂本村大字破木四八番地先まで
一般国道二二九号	熊本県球磨郡球磨村大字神瀬字下平九三三番一地从先から 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬字指杉二二番一地从先まで
一般国道二二六号	熊本県牛深市牛深町字崎町二二八六番一〇三地从先から 熊本県天草郡倉岳町大字宮田字向ノ田一三七二番一〇地从先まで
一般国道三二四号	熊本県天草郡五和町大字鬼池字後浜五〇八四番一地从先から 熊本県天草郡松島町大字合津字國迫四六一六番一地从先まで
一般国道三二五号	熊本県菊池市大字北原五五六番から 熊本県菊池郡旭志村伊坂五二四番一地从先まで
一般国道三二五号	熊本県阿蘇郡蘇陽町大字伊勢八八七番地先から 熊本県阿蘇郡高森町大字菅山字上戸の下一四二四番一地从先まで
一般国道五〇一号	熊本県玉名郡長洲町清源寺字塘下三九一番地先から 熊本県玉名郡横島町横島三三三四番五地先まで
指定する期日	平成十四年四月一日

熊本県告示第百五十八号

昭和三十一年九月十三日熊本県告示第百五十五号（供血あつせん業者のあつせん手数料の基準）は、廃止する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により指定居宅サービス事

業所の廃止の届出があつた。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
訪問介護事業所けやき苑 熊本市萩原町九番三十号	医療法人日隈会日隈病院	平成十四年二月一日

公 告

熊本県公告第百三十三号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、  
同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字上陳字堂園六二二番の一部  
百六十七・四五平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡益城町大字上陳六二一  
園田 周市

熊本県公告第百三十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第六十四条の規定に基づき平成十四年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 実施職種

- 1 一級及び二級

造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ポプ盤、数値制御盤、数値制御

等級	検 定 実 施 職 種	手数料の額
	<p>一級及び二級</p> <p>造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱</p>	一万五千七百元
<p>（一）実技試験の手数料</p> <p>三 技能検定試験の手数料、実施期日等</p> <p>1 実技試験</p> <p>二 試験の方法</p> <p>実技試験及び学科試験</p> <p>（一）実技試験の手数料</p> <p>一級及び二級</p> <p>造園、金属熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、電子機器組立て、和裁、とび、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、</p> <p>二 試験の方法</p> <p>実技試験及び学科試験</p> <p>三 技能検定試験の手数料、実施期日等</p> <p>1 実技試験</p> <p>二 試験の方法</p> <p>実技試験及び学科試験</p> <p>（一）実技試験の手数料</p> <p>一級及び二級</p> <p>造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱</p>		

等級	検 定 職 種	実施年月日
一級及び二級	金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成十四年八月二十五日
三級	園芸装飾、金属熱処理、和裁、とび	平成十四年九月一日
一級及び二級	機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成十四年九月八日
三級	機械加工、電子機器組立て、広告美術仕上げ	
一級及び二級	造園、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、塗装、フラワー装飾	

絶縁施工、サッシ施工、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾

婦人子供服製造

園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、電子機器組立て、とび、広告美術仕上げ

和裁

一万三千円

一万五千七百元

（一万五百円）

一万千五百円

（七千七百円）

かつこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第二十に定める在校生等が受検する場合に適用する。

（一）実技試験は、平成十四年六月十二日から平成十四年九月八日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

（二）実施期日

（三）実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

（四）実技試験の問題は、平成十四年六月五日に熊本県職業能力開発協会が公表する。

（一）一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

2 学科試験

（一）学科試験の手数料 三千百円

（二）実技試験の手数料 三千百円

## 三級 造園

## (三) 実施場所

学科試験の実実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

## 四 受検申請の手続

## 1 提出書類

技能検定受検申請書を左記あてに提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

## 2 提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本市水前寺六丁目五番十九号熊本県住宅供給公社ビル内

電話 〇九六―三八四―一七一

## 3 受付期間

平成十四年四月四日から平成十四年四月十七日まで

## 4 受検申請に関する注意等

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、百六十円切手をはったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成十四年四月十七日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(三) (二)の場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

## 五 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手料金は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

## 六 合格発表

## 1 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成十四年十月八日以降に書面で通知する。

2 技能検定の合格者の受検番号は、平成十四年十月八日に熊本県庁行政棟本館一階口ビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。

3 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、一級については厚生労働大臣の合格証書が、二級及び三級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から一級技能士章、二級技能士章、三級技能士章がそれぞれ交付される。

## 七 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

## 熊本県公告第百三十五号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十四条の規定に基づき技能実習制度に係る平成十四年度技能検定を次のとおり実施する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 一 実施職種

## 1 三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## 2 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、

配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 受検資格  
技能実習制度に係る三級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

三 試験の方法

実技試験及び学科試験

四 技能検定試験の手数料及び実施期日等

1 実技試験

(一) 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	一万五千七百元
機械検査、婦人子供服製造	一万三千元

(二) 実技試験の実施期日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行つう。

(三) 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

(四) 実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あて送付する。

2 学科試験

(一) 学科試験の手数料 三千百円

(二) 学科試験の実施期日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間において熊本県職業能力

力開発協会が指定する日に行つう。

(三) 学科試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

五 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書を2の提出先に提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

2 提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本市水前寺六丁目五番十九号熊本県住宅供給公社ビル内

電話 〇九六―三八四―一七一

3 受付期間

実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ二週間前まで

4 受検申請に関する注意等

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、百六十円切手をはったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

(三) (二)の場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

六 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

七 合格発表

1 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付

八 その他  
する。

技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第百三十六号

菊池郡合志町合志町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があった。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

退任

役職名	氏 名	住 所
理事	緒方 忠 幸	菊池郡合志町大字幾久富二二四番地

熊本県公告第百三十七号

熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度説明会及び高齢者向け優良賃貸住宅建設事業希望者調査を次のとおり行う。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 高齢者向け優良賃貸住宅制度説明会
  - 1 開催日時 平成十四年三月五日（火）の午前十時から午前十一時三十分まで
  - 2 開催場所 熊本県庁本館五階 第五十一共用会議室
  - 3 申込先 参加者の氏名等を記載した申込用紙を、熊本県土木部住宅課へ提出すること。
- 二 高齢者向け優良賃貸住宅建設事業希望者調査
  - 1 受付期間 平成十四年二月二十七日（水）から三月五日（火）までの午前九時から午後五時まで
  - 2 提出方法 建設を予定している賃貸住宅の内容を記載した応募用紙、住宅の設計図書（配置図、平面図及び立面図）及び敷地の位置図を熊本県土木部住宅課へ提出すること。
  - 三 その他 申込用紙及び応募用紙については、熊本県土木部住宅課で配布する。
  - 四 照会先 熊本県土木部住宅課計画係  
電話〇九六―三八三―一一一（内線六二四六）

熊本県公告第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成十一年十一月十五日確定した県営阿蘇一期地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

平成十四年三月一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 事業計画変更の概要
 

県営阿蘇一期地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水）計画変更概要書
- 二 公告場所
 

阿蘇町役場  
一の宮町役場

登 載 依 頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第六号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年三月一日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

会長 古瀬 昭夫

- 一 開催日時
 

平成十四年三月十三日（水）  
午後七時から午後九時まで
- 二 開催場所
 

熊本市東町四十一―一  
熊本県健康センター 三階会議室
- 三 議題
 

平成十四年二月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 四 傍聴者の定員

五 傍聴手続 十人

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康増進課）

（電話〇九六―三八三―一一一 内線 七〇七九）

熊本県精神保健福祉審議会公告第一号

熊本県精神保健福祉審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成十四年三月一日

熊本県精神保健福祉審議会

一 開催日時

平成十四年三月五日（火）

午後五時から

二 開催場所

熊本市水前寺三丁目十七番十五号

熊本県青年会館 二階会議室

三 議題

1 「くまもと障害者プラン」の進捗状況等について

2 法改正に伴う市町村への事務移管について

3 熊本県精神保健福祉センター機能検討会の検討結果について

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県精神保健福祉審議会事務局熊本県健康福祉部障害保健福祉課精神保健福祉係

（電話〇九六―三八三―一一一 内線 七二五〇）

正 誤

平成十四年二月八日熊本県告示第九号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

ページ	段	行	正	誤
4	下	四	字下御所河内四三三〇の二（次の図に示す部分に限る。）	字下御所河内四三三〇の二
4	下	二三	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を

平成十三年十二月二十一日熊本県告示第四十二号（道路の区域変更）中に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
九	下	二二九号	四四五号

平成十四年三月一日  
熊本市  
発行  
所  
熊本市  
印刷  
日  
發行  
行  
刷  
景

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社  
電話代  
〇九六一二八六一三三二  
秀巧社



古紙配合率100%